

## SAICM 国内実施計画の進捗状況について

地方公共団体編：47 都道府県・20 政令指定都市

# SAICM 国内実施計画の進捗状況について

地方公共団体編：47 都道府県・20 政令指定都市

## 【目 次】

I	はじめに.....	1
II	SAICM 国内実施計画の点検の進め方について .....	2
III	取組の概要.....	3

## I はじめに

平成 24 年 9 月に SAICM 国内実施計画が取りまとめられたが、その中で国内実施計画の実施状況については「2015 年に開催予定の ICCM4 に先立って、関係省庁連絡会議において実施状況を点検し、結果を公表する」と定められている。そこで、本報告書では、SAICM 国内実施計画に関わる主体として、地方公共団体における各種取組の進捗状況を取りまとめたものである。

SAICM 国内実施計画では、地方公共団体は地域の状況に応じた法・条例の着実な施行等に加え、事業者による化学物質管理の一層の推進、地域でのリスクコミュニケーションの推進等において重要な役割を果たすことが期待されている。一方、地方公共団体での化学物質管理に関する活動は、国の法令で規定された取組や、各地方公共団体による独自性の高い取組など多岐におよび、SAICM 国内実施計画を推進するに当たり、それらの現状を網羅的に把握する必要が求められている。

それらを踏まえ、本報告書は、これまで地方公共団体が実施してきた多様な化学物質管理に関わる取組について、各都道府県、並びに各政令指定都市の化学物質管理担当部署へヒアリング調査やメール等によるアンケート調査を実施し、得られた回答結果に基づき作成されたものである。

点検の結果、各地方公共団体における SAICM に関する取組状況については、概ね進捗をしていることを確認した。一方で、SAICM 国内実施計画の改定を含め、今後、地方公共団体に求められる取組内容や進め方については、本点検における指摘等を踏まえつつ ICCM4 以降に検討を行うこととする。

## Ⅱ SAICM 国内実施計画の点検の進め方について

国内実施計画の「第3章 具体的な施策の展開」においては、地方公共団体に期待される役割として「地域の状況に応じた法・条例の着実な施行等に加え、中小事業者も含めた事業者による化学物質管理の一層の促進、地域でのリスクコミュニケーションの推進等において重要な役割を果たすこと」が挙げられている。

そこで、47 都道府県、並びに地方自治法第 252 条にて指定されている政令指定都市 20 市の計 67 の地方公共団体を対象として、環境白書等に記載されている取組を中心に取組状況について確認することとした。その結果、全ての地方公共団体より回答が得られた。調査対象の地方公共団体を図-18 に示す。

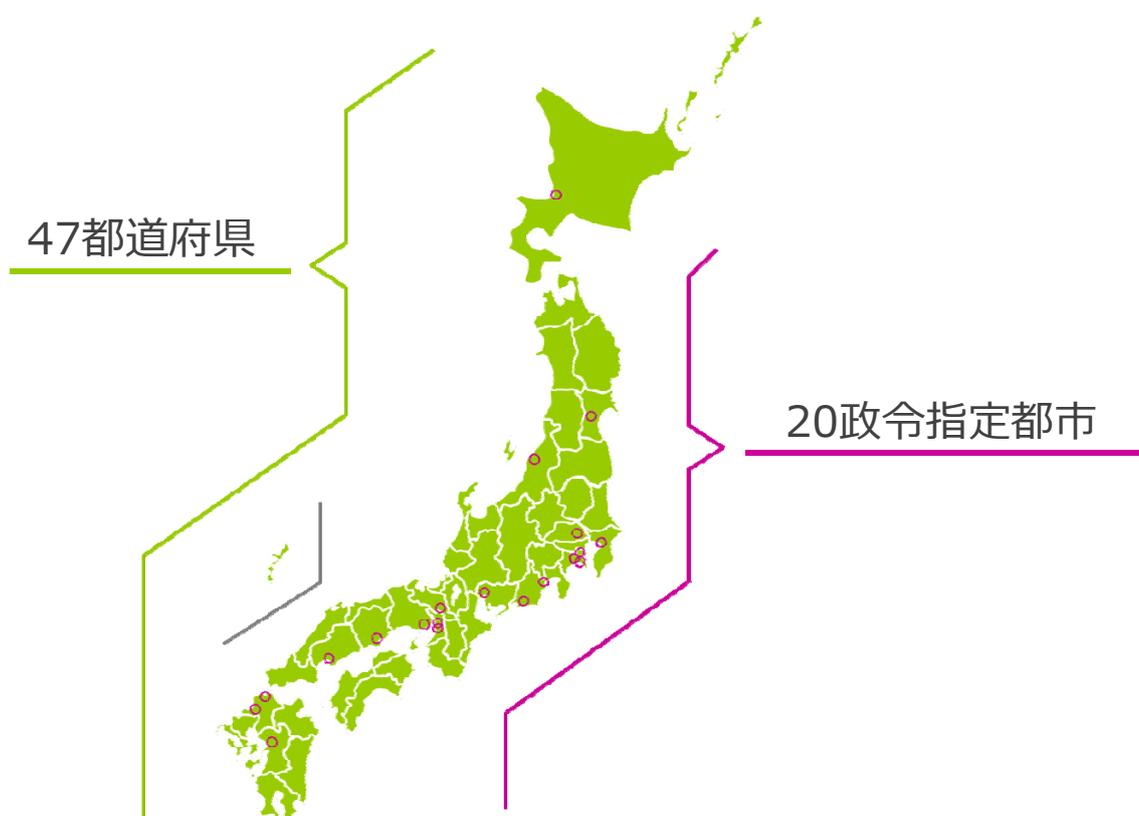


図-18 調査対象の地方公共団体

### Ⅲ 取組の概要

#### 1. 地方公共団体における取組の分類

SAICM 国内実施計画では、国の、化学物質の排出、化学物質を含む製品のリサイクル又は廃棄段階、化学物質に係る事故時・災害時の対応等に関する施策については、地方公共団体と連携しつつ講じることが規定されている。それらの活動の中には、既にわが国の法令等で規定されたものも含まれており、それらに関する地方公共団体の取組は十分に実施されていることが確認された。

一方、国の法令をより広く周知するための地域セミナー等の開催や、より厳しい規制を推進するための条例整備等、地方公共団体による独自性の高い取組も確認された。

本項では得られた調査結果を表－8の2.1～2.9の項目に沿って整理するとともに、特に独自性が高いと判断された取組についても取りまとめた。

表－8 地方公共団体の取組項目
2. 地方公共団体における取組の概要
環境中の存在状況の把握やリスク評価等の推進
2.1 化学物質に関するモニタリングの取組
(1) 条例に基づいた上乘せ・横出し基準の設定や付随する排出モニタリング
(2) 内分泌かく乱作用に関するモニタリング
(3) 残留性有機汚染物質に関するモニタリング
2.2 化学物質のリスク評価に関する取組
ライフサイクル全体のリスクの削減
2.3 化学物質の管理計画の策定等に関する取組
2.4 農薬・ゴルフ場除草剤の削減に関する取組
2.5 PRTR 制度に関する取組
未解明の問題等に関する研究開発活動
2.6 研究開発活動
安全・安心の一層の推進
2.7 情報公開・リスクコミュニケーションに関する取組
2.8 化学物質管理における普及啓発・人材育成に関する取組
2.9 化学物質管理における防災安全に関する取組
3. 地方公共団体の特に独自性の高い取組

## 2. 地方公共団体における取組の概要

### 環境中の存在状況の把握やリスク評価等の推進

#### 2.1 化学物質に関するモニタリングの取組

##### (1) 条例に基づいた上乘せ・横出し基準の設定や付随する排出モニタリング

地方公共団体は、大気汚染防止法、水質汚濁防止法において、大気の汚染状況を把握すること、並びに公共用水域の汚染防止を図ることがそれぞれ責務として定められており、各地方公共団体の裁量において国が定める基準値以外の項目の設定(横出し)や\*1、より厳しい基準を設定(上乘せ)すること\*2が可能とされている。各地方公共団体の条例に従い、大気、水質に係る上乘せ・横出し基準の設定及び、それに関連する排出モニタリングを課している地方公共団体の事例を以下に示す。

##### 【事例紹介】

##### ・東京都

東京都では、環境確保条例で定める工場・指定作業場に対して、有害ガス（大気）及び有害物質（水質）の排出規制基準を設定している。

##### ・滋賀県

滋賀県では「公害防止条例」の下、大気汚染防止法で定める焼却炉等の規制対象となる33施設に加えて、6施設（混合施設等）の追加、また規制項目としてアンチモン、フェノールの追加を行うとともに、有害大気汚染物質については煙突などの排出口だけでなく敷地境界での基準を設けて規制を行っている。

##### ・川崎市

川崎市では、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づき、工場及び事業場に対して、排水の規制基準を設定している。

##### 【全体概況】

大気における上乘せ・横出し基準の設定及び、それに関連する排出モニタリングを課している地方公共団体数は計40団体であり、水質における上乘せ・横出し基準の設定及び、それに関連する排出モニタリングを課している地方公共団体数は計48団体であった。

\*1 水質汚濁防止法第29条、及び大気汚染防止法第32条

\*2 水質汚濁防止法第3条3項、及び大気汚染防止法第4条1項

## (2) 内分泌かく乱作用に関するモニタリング

---

化学物質の内分泌かく乱作用に着目して物質を選定し、これに関するモニタリング調査を実施している地方公共団体の事例を以下に示す。

### 【事例紹介】

#### ・鹿児島県

鹿児島県では、「内分泌かく乱化学物質等情報交換検討会」の関係各課において監視調査や残留農薬試験等を実施すると共に、情報の提供、収集を行い、連携強化を図っている。

#### ・さいたま市

さいたま市では、平成 14 年度より、市内 3 河川（芝川、鴨川、綾瀬川）の 5 地点で、河川水に含まれる内分泌かく乱化学物質の調査を行っており、経過を観察している。

### 【全体概況】

内分泌かく乱作用に関するモニタリング調査の取組のある地方公共団体数は計 34 団体であった。

## (3) 残留性有機汚染物質に関するモニタリング

---

残留性有機汚染物質に関して環境モニタリングを実施している地方公共団体の事例を以下に示す。

### 【事例紹介】

#### ・兵庫県

兵庫県では、POPs(残留性有機汚染物質)条約の対象物質への追加検討物質であり、残留性、毒性等の高い有機塩素化合物（例えば PCNs：ポリ塩化ナフタレン、HCBd：ヘキサクロブタジエン）について、学識経験者で構成する「排出基準未設定化学物質評価検討委員会」の助言を踏まえ、人口及び工場・事業場の密集地で汚染が懸念される市内 3 河川（猪名川、神崎川、武庫川）流域を対象に、水質及び大気の実態調査を実施している。

#### ・沖縄県

沖縄県衛生環境研究所では、環境保全の推進に寄与する調査を実施しており、閉鎖性海域における残留 POPs の実態調査に関する調査研究を実施している。

### 【全体概況】

残留性有機汚染物質に関するモニタリング調査の取組のある地方公共団体数は計 35 団体であった。

## 2.2 化学物質のリスク評価に関する取組

リスク評価等の取組を実施している地方公共団体の事例を以下に示す。

### 【事例紹介】

#### ・千葉県

千葉県は H20 年 11 月に全国の自治体で初めて事業者にとって使いやすい「環境リスク評価手法」を開発し、ガイドブックとして取りまとめホームページにて公開している。

#### ・横浜市

横浜市環境科学研究所は、国立環境研究所と共同で市内の河川水を用いて、オオミジンコを用いた生態影響試験を実施するとともに、農薬等のモニタリング調査を行い、化学物質のリスクについて、検討を進めている。

### 【全体概況】

事業者へ化学物質のリスク評価の実施を求めている地方公共団体数は計 8 団体であり、独自にリスク評価を実施している地方公共団体数は計 6 団体であった。

## ライフサイクル全体のリスクの削減

### 2.3 化学物質の管理計画の策定等に関する取組

化学物質の環境汚染等を未然に防止するため、管理計画策定や発生源対策等の取組を実施している地方公共団体の事例を以下に示す。

#### 【事例紹介】

##### ・徳島県

化学物質による環境リスクを低減させるため、徳島県生活環境保全条例に基づき、事業者が化学物質の適正な管理を講ずべき措置について定めた「指定化学物質適正管理指針」を公表している。また、一定要件を満たす事業者については、自らが取り扱う化学物質の量を把握し、県に報告することを義務づけている。

##### ・長野県

長野県では、製造工程での化学物質の使用量削減や廃棄物の減量化等をコスト削減額として「見える化」することで化学物質の管理計画が立てやすくなる MFCA (Material Flow Cost Accounting) 手法について、導入支援や成果発表会の開催などにより普及を図っている。

#### 【全体概況】

事業者へ管理計画策定を指示している地方公共団体数は計 22 団体であり、独自の化学物質管理指針を設定している地方公共団体数は計 18 団体であった。

## 2.4 農薬、ゴルフ場除草剤の削減に関する取組

農場における環境負荷の大きい化学合成農薬の使用量の削減推進や、ゴルフ場の芝生等の管理のために大量に使用される除草剤等に対して飛散の防止等の適切な管理のための取組推進等を実施している地方公共団体の事例を以下に示す。

### 【事例紹介】

#### ・奈良県

奈良県では、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、「奈良県持続農業導入指針」を策定し、有機物資源の循環的利用による健全な土壌の形成（土づくり）を図るとともに、化学肥料・化学合成農薬の低減を併せて行う農業生産方式の推進に取り組んでいる。

#### ・名古屋市

名古屋市と事業者でゴルフ場における農薬による環境汚染の防止に関して協定を締結し、農薬の適正使用の推進に取り組んでいる。

### 【全体概況】

農薬の使用量削減に関する取組のある地方公共団体数は計 39 団体であり、ゴルフ場における除草剤等の適切な管理に関する取組のある地方公共団体数は計 48 団体であった。

## 2.5 PRTR 制度に関する取組

PRTR 制度とは、有害性のある化学物質がどのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか（排出量）、あるいはどのくらいの化学物質が廃棄物等に含まれて事業所外へ移動したか（移動量）を把握・集計・公表する制度である。本項では、条例に基づき PRTR 制度における対象物質や届出の要件（取扱量、従業員数等）を拡張したり、PRTR 排出量に基づいて環境中の存在状況を調査したりするなど、PRTR 制度に基づきより広い範囲で化学物質管理に取り組んでいる地方公共団体の事例と集計結果を以下に示す。

### 【事例紹介】

#### ・ 静岡県

静岡県では、毎年独自の PRTR 報告書を作成し、PRTR 制度の対象化学物質のうち環境中への排出量の統計結果を公表している。その結果に基づき、公共用水域への排出が多い化学物質のうち、県内の使用状況等を考慮しつつ、毒性の高い 2 物質の存在状況を把握するための実態調査を実施している。

#### ・ 札幌市

化管法に基づく PRTR 制度と札幌市生活環境の確保に関する条例に基づく化学物質適正管理制度の 2 つの制度により、事業者による化学物質の排出量等の把握と適正管理を進め、自主的削減を推進している。なお、条例の化学物質適正管理制度では、特定管理化学物質（69 物質）を年間 100kg 以上取り扱う場合に、事業者から排出量等の報告を求めている。さらに、一定規模以上の事業者には、化学物質自主管理マニュアルを作成し、本市に提出することを義務付けている。

### 【全体概況】

独自の届出項目（取扱量・保管量、等）を設定している地方公共団体数は計 13 団体であり、対象事業者の範囲を拡張している地方公共団体数は計 4 団体であり、独自の対象化学物質を設定している地方公共団体数は計 8 団体であった。

## 未説明の問題等に関する研究開発活動

### 2.6 研究開発活動

越境汚染現象の実態解明や、同定・定量ができていない物質の分析手法の確立等に関する研究開発活動に取り組んでいる地方公共団体の事例と集計結果を以下に示す。

#### 【事例紹介】

##### ・ 埼玉県

埼玉県環境科学国際センター化学物質担当では、ダイオキシン等の化学物質による環境汚染実態の把握や、微量でも生態系に影響を与える化学物質についてその分析技術開発に関する調査研究を行っている。

##### ・ 和歌山県

和歌山県環境衛生研究センターでは、広域的な汚染物質の移流については関係機関と連携し、酸性雨共同調査や黄砂影響調査等を行っている。

##### ・ 鳥取県

鳥取県では、韓国江原道と共同で黄砂等の大気中粉じんに含まれる成分を調査し、越境大気汚染の実態把握に取り組んでいる。調査に当たっては、資料の採集・分析等について、統一的な手法となるよう調整が図られている。

##### ・ 神戸市

神戸市の環境保健研究所において、化審法や化管法等の対象物質となっている、または今後なりそうな物質のうち、環境中分析方法の確立が急がれる物質について、環境省と共に分析法の確立に向けた研究及び環境実態の解明に向けた研究調査を実施している。

#### 【全体概況】

越境大気汚染物質等の実態調査を実施している地方公共団体数は計 36 団体であり、分析手法の確立に関する研究を実施している地方公共団体数は計 30 団体であった。

## 安全・安心の一層の推進

### 2.7 情報公開・リスクコミュニケーションに関する取組

各都道府県・政令指定都市の、住民や事業者等に対して、化学物質に関わる行政活動や環境中の化学物質データ等を公開し、リスクコミュニケーションの推進等を実施している地方公共団体の事例と集計結果を以下に示す。

#### 【事例紹介】

##### ・埼玉県

埼玉県では、県民・事業者・行政が化学物質などに関する情報を共有し、理解を深めるリスクコミュニケーションを推進している。平成14年度以降リスクコミュニケーションを開催した県内事業所は延べ138事業所にのぼる。さらに体験型の演習を取り入れた「リスクコミュニケーション研修会」を開催するとともに、リスクコミュニケーションを開催する際の参考になる事例集やガイドブックを作成し、配布するなど積極的に普及活動に取り組んでいる。

##### ・徳島県

徳島県では、化学物質について県民の理解の増進を図るため、ホームページ上で本県における化学物質排出状況の公表等を行うとともに、県民、事業者及び行政等の関係者によるリスクコミュニケーション（化学物質に関する情報共有・相互理解）を推進することとしている。

##### ・千葉市

千葉市では、先端技術関係施設（エレクトロニクス、新素材等の製造、研究等の用に供する施設）を設置しようとする事業者に、「千葉市環境保全条例」に基づき届出を義務づけ、化学物質等の適正管理を促すとともに、「千葉市先端技術関係施設の設置に関する環境保全対策指導指針」により、環境保全対策書の作成及び周辺住民への説明会の実施を求めている。

#### 【全体概況】

Web上で環境行政の活動や統計情報等を解説している地方公共団体数は計57団体であり、環境行政の取組や統計情報等をセミナーにより紹介している地方公共団体数は計36団体であった。また、化学物質のリスクに関するリスクコミュニケーションの推進等の取組を実施している地方公共団体数<sup>\*3</sup>は計28団体であった。

<sup>\*3</sup>「リスクコミュニケーションの推進等の取組」には、Web上でのリスクコミュニケーションの事例紹介や、セミナーによるリスクコミュニケーションの紹介等も含まれている。

## 2.8 化学物質管理における普及啓発・人材育成に関する取組

化学物質の適切な管理を推進するため、住民や事業者への普及啓発や、人材育成に取り組んでいる地方公共団体の事例と集計結果を以下に示す。

### 【事例紹介】

#### ・愛媛県

愛媛県では、環境関連の実務者や環境保全活動者などにより高度な環境知識を修得してもらうため、学識経験者や環境分野の専門家を講師として迎え、専門的で質の高い講義内容の「えひめ環境大学」を実施している。そのテーマとして、「最近の大気環境問題－越境大気汚染を中心に－」等、化学物質管理に関連する内容も取り上げている。

### 【全体概況】

化学物質管理に関する普及啓発セミナーや教育支援を実施している地方公共団体数は計 34 団体であった。

## 2.9 化学物質管理における防災安全に関する取組

震災などの災害時における化学物質の漏洩を防止するため、防災安全に関する指針やマニュアルの策定、事業者へ災害時の対策を報告させる等の取組を推進している地方公共団体の事例と集計結果を以下に示す。

### 【事例紹介】

#### ・千葉県

千葉県では、千葉県化学物質環境管理指針を策定し、事故等による化学物質の漏洩を未然に防止するため、必要な対策を講じるとともに、漏洩が発生した場合は、環境保全上の支障を最小限にすべく努めることを求めている。

#### ・仙台市

仙台市は、有害物質の漏洩など事故時の措置として、水濁法、大防法及び市公害防止条例等で事業者による応急措置及び市長への報告が義務付けられており、これを遵守するよう指導している。また、水質汚濁事故時の措置で、市及び関係機関による対策が迅速かつ効率的に行われるよう「仙台市水質汚濁事故対応要領」を平成 11 年度に策定し、定期的開催する連絡調整会議等で連携・対応の確認を行っている。

### 【全体概況】

化学物質に管理における防災安全に関する取組を実施している地方公共団体数は計 20 団体であった。

### 3. 地方公共団体の特に独自性の高い取組

各都道府県・政令指定都市の取組状況に関して調査した結果、特に独自性が高いと思われる取組を、下記の通り取りまとめた。

#### 3.1 岐阜県によるロボットを活用した化学合成農薬使用量削減への取組

化学農薬に頼らず環境負荷の少ない水稻栽培の最大の課題は雑草であり、少力で効果がある除草手段が必要とされている。

岐阜県では、情報技術研究所、中山間農業研究所、農業経営課、農林事務所、岐阜大学、民間企業、県内農家等と連携して水田用小型除草ロボット（アイガモロボット）の研究開発を進めてきた。アイガモロボットは、クローラ式の移動機構で、稲列に沿って水田内を自律走行し、クローラによる「踏み潰し、掻き出し、濁水」の効果により、雑草の生長を抑制する。現在までの研究で、水深など圃場管理を適切に行えば、十分な除草効果が得られることを確認した。現在は、ロボットの実用化を目指して研究を進めている。

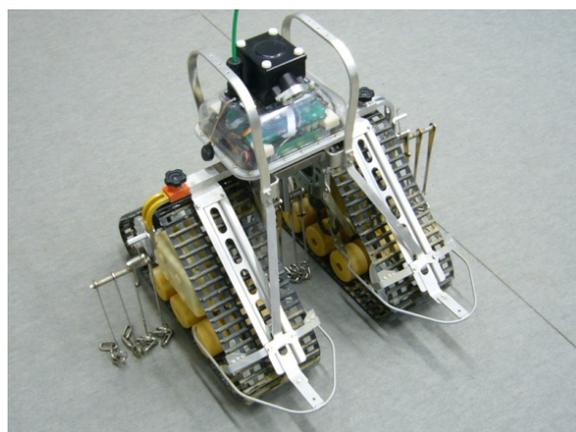


図-19 水田用小型除草ロボット（アイガモロボット）

## 3.2 熊本県による水銀フリー社会の実現に向けた取組

平成 25 年 10 月に熊本県で開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」で「水俣条約」が採択されたことを受け、水銀が含まれる製品をできる限り使わない、使用済みの製品を適正に廃棄する「水銀フリー社会」の実現に向けて先導的に取り組んでいる。

### 【平成 26 年度の事業内容と成果】

水銀フリー社会の実現に向けて、①水銀含有廃棄物の適正処理の推進、②海外の水銀専門家の育成支援、③国内外に向けた情報発信、の 3 点を柱とした取組を行った。

#### <①水銀含有廃棄物の適正処理の推進>

○県内における水銀の使用、保管、廃棄状況等に関する調査の実施

○水銀専門家による「水銀の使用削減及び水銀廃棄物の回収・処理に関する検討会」の開催

- ・調査結果から見えた課題を踏まえ、各主体が取り組むべき事項を整理した提言を取りまとめ
- ・県の「本格実施」ステージへの方向性を整理
- ・提言の一部は国の施策に反映

#### <②海外の水銀専門家の育成支援（留学生への奨学金制度）>

○世界的な水銀対策推進に貢献するため、熊本県立大学と国立水俣病総合研究センター（国水研）の連携大学院において、水銀研究留学生 2 名を受入

#### <③国内外に向けた情報発信>

○水俣条約 1 周年フォーラム（H26.10.18）の開催

（環境省・国水研、熊本県、水俣市の共催）

- ・環境大臣・副大臣、UNEP（国連環境計画）等が出席
- ・水俣市内の全中学 1 年生が参加し、メッセージを環境大臣に手交

○INC6（H26.11.3～7 バンコク）における情報発信

- ・水俣病患者（語り部他）による講話やパネル展示
- ・水俣条約 1 周年フォーラムで作成した中学生のメッセージを発信

また、水俣病を経験した熊本県として、以下のとおり、率先行動を実施

○県庁舎等の照明を蛍光灯から LED 照明に更新（※蛍光灯には水銀が封入されている）

○熊本県・熊本市が連携した水銀保管の取組

- ・水俣条約が発効するまでの間も、熊本県の廃棄物から回収された水銀が輸出され世界で新たな水銀被害を生むことがないように、熊本県と熊本市が連携し、県内の市町村が回収した蛍光管等から取り出される量に相当する水銀をそれぞれで保管（熊本県分は県庁内の水銀フリー PR コーナーで啓発のため展示、熊本市分は熊本市が保管）



図-20 熊本県の水銀フリー啓発  
ちらし



図-21 熊本県による水銀フリーPRコーナー  
展示

### 3.3 広島県による牡蠣の生態モニタリング

広島県の牡蠣は国内で最大の生産量であり、世界では第3位の生産量を誇る。広島県の総合技術研究所の保健環境センターでは、特産品である牡蠣の衛生管理を徹底するとともに、内分泌かく乱作用の疑いがある有機スズの検査を実施し、汚染状況を監視している。

### 3.4 滋賀県による化学物質の影響把握と総量リスク評価手法の検討

滋賀県琵琶湖環境科学研究センターでは、未規制化学物質の一斉分析法による琵琶湖流域でのモニタリングを実施し、その結果を用いたリスク評価を実施している。

また、個別の化学物質のモニタリングでは難しい化学物質総量としてのリスク評価を行うため、生物を用いた生態影響試験法の検討を行っている。

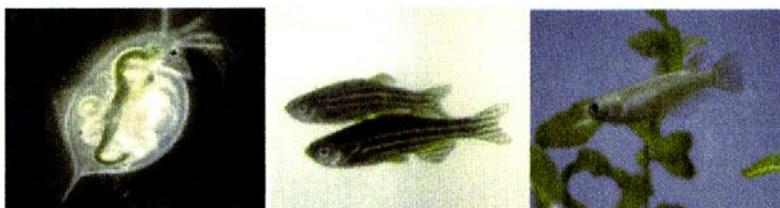


図-22 生態影響試験

### 3.5 川崎市による化学物質の環境リスク評価の推進

#### 【市域における化学物質の環境リスク評価】

川崎市では、化学物質による環境汚染の未然防止に向け、PRTR 排出量データを活用し数理モデルにより算出した濃度予測値及び化学物質の環境実態調査の濃度実測値を用いて、市の実態にあった環境リスク評価を実施している。

#### 【環境リスク評価手引きの普及による事業者における化学物質の自主管理支援】

化学物質を取り扱う事業者が、事業所の周辺の環境リスクを自らが評価し、環境リスクの低減を図るための支援として「化学物質取扱い事業所周辺の環境リスク評価のための手引き」を作成し、環境リスク評価講習会を開催するなど普及に向けた取組を実施している。

### 3.6 東京都による震災時の化学物質管理対策

東日本大震災では東京都内の化学物質を取り扱う事業所において事故が発生したほか、今後想定される首都直下地震等においては東日本大震災を上回る重大事故の発生や化学物質の漏えい・流出等による被害が発生するおそれがあることから、東京都では、事業者が参考とすべき震災対策を分かりやすく取りまとめた「震災対策マニュアル」を作成した。

また、化学物質を取り扱う事業者が講じておくべき措置等を示した「東京都化学物質適正管理指針」を震災に対応したものに改正したことにより、適正管理化学物質取扱事業者は、震災対策を盛り込んだ化学物質管理方法書を作成（提出）することとされている。



図-23 東京都の震災対策マニュアル



図-24 写真等で具体的に分かり易く対策を示している

### 3.7 大阪府による震災時の事業者における化学物質管理対策の推進

東日本大震災では、有害な化学物質の流出が確認され、大阪府域でも、国や大阪府による南海トラフ巨大地震の被害想定では、甚大な被害が見込まれている。大阪府域は事業所と住宅が混在・密集しており、地震等の大規模災害が発生した場合には有害物質の流出による環境汚染等のリスクが大きいため、事業者の自主的な管理の強化が必要である。

大阪府では、大阪府化学物質管理制度に基づき、以下の手順により、事業者が、リスク低減対策を検討・実施し、その内容を管理計画書として届け出ることにより、大規模災害に備えた化学物質の管理を促進している。

#### ①事業者が自ら、環境リスクの把握や対策の優先度を決定

- ・南海トラフ巨大地震等で想定される震度や津波高さ等の把握
- ・化学物質が流出しやすい施設の把握
- ・化学物質が流出した際の環境リスクの把握と対策の優先度の決定

#### ②①の結果に従い、取扱う物質や施設に応じて、リスク低減の方策を講じる

事業所が対策を講じる参考とするため、化学物質の漏えい防止等の様々な対策を写真入りでわかりやすく紹介する事例集「化学物質を扱う事業所で今日からできる対策事例」を平成27年7月に作成、公表した。今後、業界団体等を通じて、広く事業者で紹介するとともに、対策の検討・実施を働きかけていく。

また、今後もさらなる情報収集を行い、本事例集の内容を充実させていく。



図-25 大阪府の大規模災害に備えた化学物質による環境リスク低減対策事例集



図-26 化学物質の漏えい防止等の様々な対策を写真入りでわかりやすく紹介している。

### 3.8 大阪府によるリスクコミュニケーションの取組

大阪府では、大阪市、堺市等と協力して、化学物質の排出削減やリスクコミュニケーションの重要性について理解を深めるため、府域の事業者等を対象に、化学物質対策に関するセミナーを毎年1回程度開催し(参加者400～500人程度)、その場で事業者におけるリスクコミュニケーションの取組事例の紹介等も行ってきたところ。また、府民向けには、PRTRの届出等の集計結果及び当該セミナーの開催結果を府のホームページで公表している。



図-27 平成27年3月に開催した化学物質対策セミナーの様子

